

議 第 49 号

令和 3 年 2 月 19 日提出

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正につ

いて

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を次のように改正す  
る。

熊本市長 大西一史

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例(平成 16 年条例第 43 号)  
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項、第 3 項並びに第 5 項第 1 号及び第 2 号中「同一世帯に属する者」を  
「同一の住所を有する者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提出理由)

住民基本台帳等に係る請求を拒否することにより個人情報の保護を図る対象者を  
拡大するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。